

LEADBRAIN TIMES

会社経営に必要なひと、お金、目標を相談できるパートナーでありたい

[JULY 2021]

vol. 014

MONTHLY COLUMN
今月のお役立ちブレイン事業再構築補助金
のよくあるご質問
に関して高齢雇用継続給付金
～概要、要件、支給期間
について緊急事態措置及びまん延
防止等重点措置に係る
雇用調整助成金の特例MONTHLY FAVORITE
今月のお気に入り飲食店
純生カステラ キミとホイップ

今月のごあいさつ

強制貯蓄20兆！

リードブレイン代表・皆川知幸



今夏の世論(マスコミ)の話題的が、五輪の観客数・酒類提供・ワクチンの副作用の有無、といった相も変わらず安易な議論に終始しているなか、あるメディアや日銀の見解として、**<強制貯蓄20兆円の動向>**がピックアップされていました。

その中身の要旨は、新型コロナの影響で外出や旅行が難しくなり、本来発生するはずだった消費が半ば強制的に貯蓄に回った、20兆円にも達すると見込む「強制貯蓄」の存在がある、ということだそうで、日銀の試算では、強制貯蓄は20年の1年間で20兆円に達しており、定額給付金による一時的な貯蓄増の影響を除いても、1年間の可処分所得の約7%という無視できない規模だそうです。コロナの影響が続くなか、当面は強制貯蓄はさらに積み上がるとみているそうです。

強制貯蓄は主に中・高所得者層がサービス消費を抑制することで生じており、日銀の中心シナリオでは、ワクチン普及に伴いこ

うした強制貯蓄は徐々に取り崩され、経済活動が再開して、徐々に取り崩されると見込むそうで、旅行や外食などはまとめて消費するものでもないため、むしろ中長期的に景気の押し上げ効果を期待できるとみています。

ワクチンの大規模接種も始まり、東京・大手町には多くの高齢者が押し寄せており、先行する米英ではサービス業を中心に需要が急回復しているそうで、実際に、日本国内でも秋以降、旅行や結婚式の予約が埋まり始めているとのことでした。

いかがでしょうか？五輪終了までは、政府や東京都は、引き締めと緩みのハザマで右往左往することが予測されますが、五輪終了後の秋口は、ワクチン接種も進み、上述の通りある一定の需要の回復は必然であると感じます。そこから考えると今年のビジネスの勝負どころは秋以降かもしれません。**皆様の事業も改めて、秋に向けて準備・再投資・再構築を整える夏としてください！**

事業再構築補助金 に関してよくあるご質問



申請に当たり事前に準備しておいたほうが良いことは？

▶ 電子申請：GビIDプライムアカウントの準備

事業再構築補助金の申請は、電子申請システムのみとなっています。申請時には原則GビズIDプライムアカウントの取得が必要となります。GビズIDは1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。

- ※ GビズIDプライムの発行には、印鑑証明等の取得が必要となりますので、申請から2～3週間要する場合があります。（発行申請の状況によっては、3週間以上要する場合があります）
- ※ 本補助金への応募申請をご検討中の方は、事前のID取得をお勧めします。

GビズID登録は こちらより

<https://gbiz-id.go.jp/top/>



補助対象経費について

建物費



- ① 専ら補助事業のために使用される事務所、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設・改修に要する経費
- ② 補助事業実施のために必要となる建物の撤去に要する経費
- ③ 補助事業実施のために必要となる賃貸物件等の原状回復に要する経費

技術導入費



本事業遂行のために必要な知的財産権等の導入に要する経費

専門家経費



本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費

機械装置、システム構築補



- ① 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費
- ② 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用に要する経費
- ③ ①又は②と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費

研修費



本事業の遂行のために必要な教育訓練や講座受講等に係る経費

運搬費



運搬料、宅配・郵送料等に要する経費

広告宣伝、販売促進費



本事業で開発又は提供する製品・サービスに係る広告（パンフレット、動画、写真等）の作成及び媒体掲載、展示会出展（海外展示会を含む）、セミナー開催、市場調査、営業代行利用、マーケティングツール活用等に係る経費

外注費



本事業遂行のために必要な加工や設計（デザイン）・検査等の一部を外注（請負、委託等）する場合の経費

知的財産権等関連経費



新製品・サービスの開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権等取得に関連する経費

クラウドサービス利用費



クラウドサービスの利用に関する経費

2つの事業を新規で始める予定であるが、1回の応募申請で2件を同時に申請して良いのか？

- ▶ 事業計画書の中で複数の計画を記載することは可能です。事業再構築補助金を複数回受けることはできません。



認定支援機関要件とは？

- ▶ 応募申請にあたり事業計画書の作成が必要となります。この事業計画書は認定経営革新等支援機関と相談のうえ、策定する必要があります。また補助金額30,000万円を超える場合には、**認定経営革新等支援機関、金融機関と共同で策定する必要があります。**



申請は1度きりしかできないのか？

- ▶ **第1回及び第2回公募で不採択となった事業者は、事業計画の見直しを行った上で、第3回公募以降に再度申請することもできます。**

ただし、前公募回の採択結果が公表されるまでの間は、システム上で申請を受け付けることはできませんので、ご注意ください。※一度交付決定を受けた事業者は、再度申請することはできません。



不動産や車両の購入は対象外

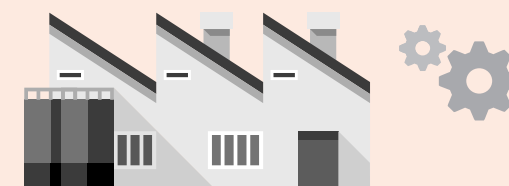
- ▶ **自動車等車両の購入費・修理費・リース費・車検費用は補助対象になりません。**

ただし、車両に載せる設備及びその施設の設置に必要な費用は補助の対象となり得ます。※**キッチンカーに載せる設備は補助の対象となり得ます。**



既に事業再構築を行って自社で支出した費用は補助対象となるのか？

- ▶ 交付決定前に自社で補助事業を開始された場合は、原則として補助金の交付対象とはなりません。**ただし、公募開始後に事前着手申請を提出し、事務局に承認された場合は、令和3年2月15日以降の設備の購入契約等も補助対象となります。**



リース費用は対象になるのか？

- ▶ 機械装置・システム構築費に該当する設備はリース費用は対象となります。**ただし、補助対象となるのは補助事業実施期間に要した経費に限ります。**



事業再構築補助金 申請サポート

事業再構築補助金のお悩みを認定経営等革新機関の当社が
全国どこでもサポートいたします！

申請サポートの
サービス詳細はこちら



高年齢雇用継続給付金について

労務

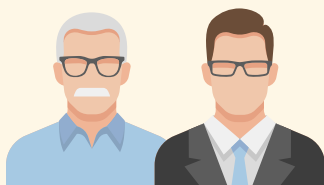
60歳で定年を迎えた後も、現役として働きたいと考えている人は多いと思います。しかし、60歳を過ぎて再雇用や再就職をすると勤務時間や労働時間も変化し、それまで受け取っていた給与額が大幅に下がってしまうことも少なくありません。この問題の対策として実施されているのが今回ご紹介する**高年齢雇用継続給付金**です。この給付金を活用することで、高齢者の就業意欲を維持し、65歳までの雇用継続の促進が期待できるでしょう。

高年齢雇用継続給付の概要と要件

高年齢雇用継続給付には、「高年齢雇用継続基本給付金」と、基本手当を受給し再就職した方を対象とする「高年齢再就職給付金」があります。

基本的には賃金が低下した被保険者の方に給付金が支給される制度ですが、以下の要件を全て満たす必要があります。

✓ **60歳以上65歳未満の一般被保険者であること**



✓ **被保険者であった期間^(注)が5年以上あること**



✓ **原則として60歳時点と比較して、60歳以後の賃金(みなし賃金を含む)が60歳時点の75%未満となっていること**



✓ **高年齢再就職給付金については、再就職の前日における基本手当の支給残日数が100日以上であること**



⚠ 「被保険者であった期間」とは、雇用保険の被保険者として雇用されていた期間の全てを指します。なお、離職等による被保険者資格の喪失から新たな被保険者資格の取得までの間が1年以内であること及びその間に求職者給付及び就業促進手当を受給していない場合、過去の「被保険者であった期間」として通算されます。

給付金額は、60歳以後の各月に支払われた賃金の**原則15%**です。

(賃金の低下によって15%を上限にして支給率も変動します)

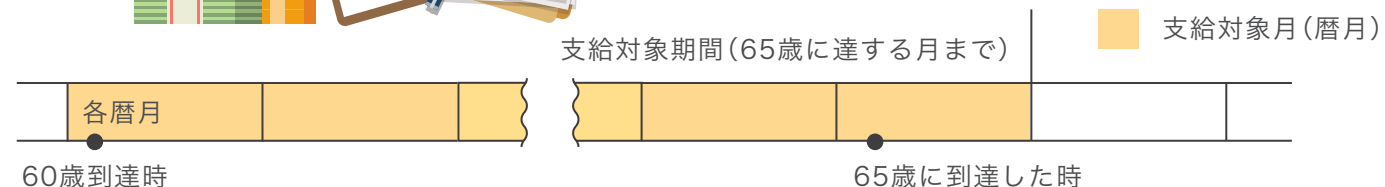


支給期間

1 高年齢雇用継続基本給付金



被保険者が60歳に到達した月から65歳に達する月までですが、**各暦月の初日から末日まで被保険者である必要があります**。なお、この期間内にある各暦月のことを支給対象月といいます。

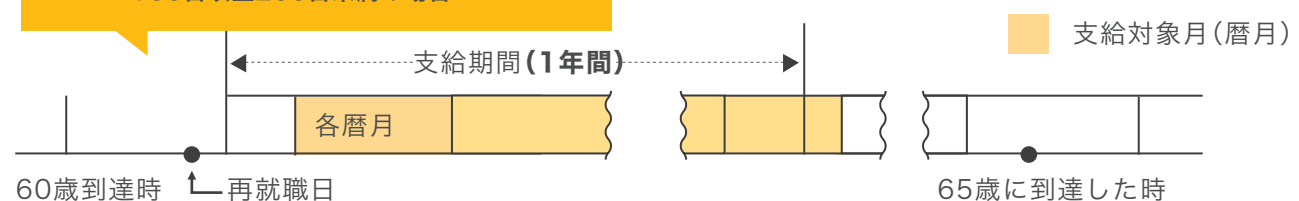


2 高年齢再就職給付金



再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が200日以上ときは、再就職の翌日から2年を経過する日の属する月までとなり、100日以上200日未満のときは同様に1年となります。
ただし、被保険者が65歳に達した場合は、その期間にかかわらず、65歳に達した月までとなります。
また、**各暦月の初日から末日まで被保険者である必要があること**や、その月のことを支給対象月という点については、高年齢雇用継続基本給付金と同じです。

(例1) 再就職日の前日における支給残日数が100日以上200日未満の場合



(例2) 最終就職日の前日における支給残日数が200日以上の場合



上記①、②のいずれかの高年齢雇用継続給付を受ける期間については、特別支給の老齢厚生年金(在職老齢年金)の支給額が一部調整(年金の一部支給停止)される場合があります。



緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に係る雇用調整助成金の特例について（令和3年6月14日現在）

緊急事態宣言の対象区域、又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の公示に伴い、緊急事態宣言の実施区域、又はまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）において都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する企業について、雇用調整助成金の助成率を最大10/10に引き上げる特例が適用になります。

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容

▼ 雇用調整助成金等（括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合）（※3）

		～4月末	5月～8月
中小企業	原則的な措置	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円
	地域特例（※1）業況特例（※2）	-	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500
	地域特例（※1）業況特例（※2）	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

▼ 休業支援金等

		～4月末	5月～8月
中小企業	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例（※1）業況特例（※2）	-	8割 11,000円
大企業	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例（※1）業況特例（※2）	-	8割 11,000円

（※1）緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という）において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主（～4月末は大企業のみ。）※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。※各区域における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置終了月の翌月は、当該翌月に存在する地域特例が適用され、翌々月は原則的な措置が適用される。

（※2）生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主
 （※3）原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断
 （※4）大企業はシフト制労働者等のみ対象。
 （※5）休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ（左記※1）。なお、上限額については月単位での適用とする。（例：5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置 → 5月1日から6月

対象となる休業等




特例の対象となる区域内で事業を行う飲食店等の事業主が、知事の要請等を受けて、休業、営業時間の短縮、収容率・人数上限の制限、飲食物の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力し、当該区域内の要請等の対象となる施設において、その雇用する労働者の休業等を行った場合 ※ 施設において催物（イベント等）を開催した（又は予定していたが開催できなくなった）事業主に雇用される労働者（開催縮小等がなされる催物に従事する労働者）について休業等を行った場合も含まれます。

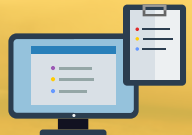
特例の対象となる区域及び期間

緊急事態措置を実施すべき区域	特例の対象となる期間
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	令和3年1月8日～令和3年4月30日
栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県	令和3年1月13日～令和3年3月31日
東京都、京都府、大阪府、兵庫県	令和3年4月25日～令和3年6月30日（※）
愛知県、福岡県	令和3年5月12日～令和3年6月30日（※）
北海道、岡山県、広島県	令和3年5月16日～令和3年6月30日（※）
沖縄県	令和3年5月23日～令和3年6月30日（※）

まん延防止等重点措置を実施すべき区域		特例の対象となる期間
宮城県	仙台市	令和3年4月5日～令和3年6月30日
大阪府	大阪市	令和3年4月5日～令和3年5月31日
兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市	令和3年4月5日～令和3年5月31日
	明石市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	令和3年4月22日～令和3年5月31日
東京都	23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市	令和3年4月12日～令和3年5月31日
京都府	京都市	令和3年4月12日～令和3年5月31日
沖縄県	那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、うるま市、豊見城市、南城市	令和3年4月12日～令和3年6月30日
	宮古島市	令和3年4月24日～令和3年6月30日
	北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町	令和3年5月1日～令和3年6月30日
	石垣市	令和3年5月12日～令和3年6月30日
埼玉県	さいたま市、川口市	令和3年4月20日～令和3年6月30日（※）
	川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	令和3年4月28日～令和3年6月30日（※）
千葉県	市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市	令和3年4月20日～令和3年6月30日（※）
	千葉市、野田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	令和3年4月28日～令和3年6月30日（※）
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市	令和3年4月20日～令和3年6月30日（※）
	鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市	令和3年4月28日～令和3年6月30日（※）
	横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町	令和3年5月12日～令和3年6月30日（※）
	平塚市、小田原市、秦野市	令和3年6月1日～令和3年6月30日（※）
愛知県	名古屋市	令和3年4月20日～令和3年6月30日
愛媛県	松山市	令和3年4月25日～令和3年6月30日
北海道	札幌市	令和3年5月9日～令和3年6月30日
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町	令和3年5月9日～令和3年6月30日（※）
	高山市、瑞浪市、恵那市、山県市、下呂市、御嵩町	令和3年5月16日～令和3年6月30日（※）
三重県	四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町	令和3年5月9日～令和3年6月30日（※）
群馬県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町	令和3年5月16日～令和3年6月30日（※）
石川県	金沢市	令和3年5月16日～令和3年6月30日（※）
熊本県	熊本市	令和3年5月16日～令和3年6月30日（※）

助成金申請サポートサービス

複雑で手間のかかる助成金申請を、受給可否や受給可能額の診断から、就業規則の作成・改訂、書類の作成・申請までトータルサポートいたします。お気軽にご相談ください！



LB広報部チョイスの
今月のお気に入り店



今月の担当: C.I

純生カステラ キミとホイップ 前橋店

素材にこだわった 純生カステラのお店

手土産にもぴったり！かわいい見た目と
フワフワ新触感を楽しめるカステラ

今年の5月にオープンした群馬県前橋駅から車で5分ほどのところにあるお店。外観はポップでかわいく、店内も装飾品の1つ1つがお洒落で素敵な雰囲気です。販売しているのは従来の長崎カステラのような形ではなく正方形で厚みがありとてもフワフワしたカステラです。味はプレーン、宇治抹茶、コーヒーの3種類。今回頂いた、プレーンはシンプルな味わいでホイップやアイスと



一緒に食べるのもオススメ。宇治抹茶には黒豆が入っており上品な甘さを感じられます。紙袋や包装がかわいく、手土産や贈答品にもピッタリな商品です。前橋店ではカフェスペースも併設しているので、お近くの方は是非行ってみてください。他にも東京都内も含め、全国に10店舗ほど展開しているようなので、お近くの店舗に立ち寄ってみてはいかがでしょうか。事前予約が必要な場合もあるのでホームページやSNSを要チェックです。

純生カステラ キミとホイップ 前橋店 TEL:027-288-0782
群馬県前橋市六供町546-2

MONTHLY NEWS 今月のお知らせ

リードブレイン LINE 公式アカウント 好評配信中！

忙しい経営者のあなたへ！

- ✓ 最新のお役立ち情報をリアルタイムでお届け
- ✓ 1対1のLINEトークでいつでも気軽に相談



お友だち登録方法

お友達登録はこちら！

[友達追加] → [QRコード]
→ 右のQRコードを読み取る

もしくはLINEアプリ内の公式アカウント一覧
検索から「リードブレイングループ」を検索



LEAD BRAIN

経済産業省認定 経営革新等支援機関
リードブレイングループ

リードブレイン株式会社
リードブレイン社会保険労務士事務所
リードブレイン行政書士法人

TOKYO OFFICE 〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-5-11 岩本町 T・Iビル 8 階
TEL 03 5835 2805 FAX 03 5835 2825

NAGOYA OFFICE 〒466-0051 愛知県名古屋市中区昭和区御器所 3-10-5 3 階
TEL 052 890 7841 FAX 052 890 7845